

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人アピエ

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アピエの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬及び実費弁償)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬及び実費弁償)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(総額の範囲)

第7条 報酬及び旅費の総額の範囲は以下の通りとする。

理事及び監事 年額100万円以内

評議員 年額50万円以内

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成17年11月28日理事会にて定め、同年月日より適用する
- 2 この規程は、平成20年3月20日理事会にて改正、同年月日より適用する
- 3 この規程は、平成28年5月24日理事会にて改正、同年月日より適用する
- 4 この規程は、平成29年6月27日評議員会にて改正、同年月日より適用する
- 5 この規程は、平成30年6月26日評議員会にて改正、同年月日より適用する

別表1

名 称	報 酬
理事会出席	一日につき 5,000円 税抜額
評議員会出席	一日につき 5,000円 税抜額

別表2

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	月額 30,000円
役員及び評議員業務報酬等	一日につき 5,000円 税抜額
監事監査指導	一回 30,000円 税抜額

別表3

旅 費	宿泊費	その他
実 費	一泊につき実費又は 10,000円以内	実 費